

第2部 医療圏及び基準病床数等

第1章 医療圏

○ 医療法第30条の4第2項第10号に定める区域（医療圏）を次のとおり定めます。

1 2次医療圏

原則として、1次医療（通院医療）から2次医療（入院医療）までを包括的、継続的に提供し、一般及び療養の病床（精神病床、結核病床、感染症病床及び3次医療の病床を除き、診療所の病床を含む。）の整備を図るための地域単位として設定する区域（2次医療圏）です。（表1-1）

なお、2次医療圏は、福祉圏域と整合を図り、同一としています。

表1-1 2次医療圏の名称及び区域

| 名 称 | 区 域 |
|----------|---|
| 名古屋医療圏 | 名古屋市 |
| 海部医療圏 | 津島市、愛西市、弥富市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村 |
| 尾張中部医療圏 | 清須市、北名古屋市、豊山町 |
| 尾張東部医療圏 | 瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町 |
| 尾張西部医療圏 | 一宮市、稲沢市 |
| 尾張北部医療圏 | 春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町 |
| 知多半島医療圏 | 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町 |
| 西三河北部医療圏 | 豊田市、三好町 |
| 西三河南部医療圏 | 岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町 |
| 東三河北部医療圏 | 新城市、設楽町、東栄町、豊根村 |
| 東三河南部医療圏 | 豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、小坂井町 |

注：市町村名は、平成21年10月1日現在です。

2 3次医療圏

主として医療法第30条の4第2項第11号に定める特殊な医療（3次医療）を提供する病院の整備を図るための単位として設定する区域（3次医療圏）は、愛知県全域とします。

表1-2 2次医療圏別医療資源等

| 医療圏 | 人口 人 | 面積 k m ² | 病院数 施設 | 病 床 数 | | | | | 一般 診療所 施設 | 歯科 診療所 施設 |
|-------|-----------|------------------------|--------------|------------------|------------------|------------------|--------------|-------------|-----------------|-----------------|
| | | | | 一 般 | 療 養 | 精 神 | 結 核 | 感染症 | | |
| 名古屋 | 2,257,888 | 327.57 | 134 (0.6) | 17,061 (75.6) | 3,873 (17.2) | 4,612 (20.4) | 178 (0.8) | 12 (0.1) | 1,976 (8.8) | 1,423 (6.3) |
| 海 部 | 332,115 | 208.43 | 11 (0.3) | 1,225 (36.9) | 682 (20.5) | 486 (14.6) | 0 (-) | 6 (0.2) | 201 (6.1) | 131 (3.9) |
| 尾張中部 | 161,101 | 41.88 | 5 (0.3) | 268 (16.6) | 456 (28.3) | 0 (-) | 0 (-) | 0 (-) | 95 (5.9) | 74 (4.6) |
| 尾張東部 | 458,346 | 230.29 | 19 (0.4) | 3,809 (83.1) | 902 (19.7) | 1,274 (27.8) | 44 (1.0) | 6 (0.1) | 292 (6.4) | 208 (4.5) |
| 尾張西部 | 515,769 | 193.21 | 20 (0.4) | 2,596 (50.3) | 592 (11.5) | 1,009 (19.6) | 50 (1.0) | 6 (0.1) | 318 (6.2) | 220 (4.3) |
| 尾張北部 | 732,441 | 295.92 | 24 (0.3) | 3,166 (43.2) | 1,162 (15.9) | 1,349 (18.4) | 0 (-) | 6 (0.1) | 432 (5.9) | 334 (4.6) |
| 知多半島 | 614,261 | 390.80 | 20 (0.3) | 2,775 (45.2) | 398 (6.5) | 975 (15.9) | 0 (-) | 6 (0.1) | 355 (5.8) | 255 (4.2) |
| 西三河北部 | 484,555 | 950.58 | 20 (0.4) | 2,042 (42.1) | 528 (10.9) | 729 (15.0) | 0 (-) | 6 (0.1) | 246 (5.1) | 176 (3.6) |
| 西三河南部 | 1,087,448 | 806.02 | 37 (0.3) | 4,222 (38.8) | 2,108 (19.4) | 1,224 (11.3) | 50 (0.5) | 6 (0.1) | 614 (5.6) | 455 (4.2) |
| 東三河北部 | 61,674 | 1052.27 | 6 (1.0) | 359 (58.2) | 213 (34.5) | 0 (-) | 0 (-) | 0 (-) | 56 (9.1) | 30 (4.9) |
| 東三河南部 | 708,500 | 667.60 | 38 (0.5) | 3,345 (47.2) | 2,874 (40.6) | 1,614 (22.8) | 42 (0.6) | 10 (0.1) | 462 (6.5) | 335 (4.7) |
| 計 | 7,414,098 | 5164.57 | 334 (0.5) | 41,868 (56.5) | 13,788 (18.6) | 13,272 (17.9) | 364 (0.5) | 64 (0.1) | 5,047 (6.8) | 3,641 (4.9) |

注1： ()内は人口万人対比の数値

注2： 人口は平成21年10月1日現在（県統計課資料）

注3： 面積は平成20年10月1日現在（「平成20年全国都道府県市区町村別面積調」国土交通省国土地理院）

注4： 病院・病床数については平成20年10月1日現在

注5： 一般診療所・歯科診療所数は平成20年10月1日現在（「病院名簿」県健康福祉部）

表1 - 3 一般病床自域依存率の経年変化

(単位：%)

| 医療圏 | 昭和61年7月 | 平成3年5月 | 平成8年5月 | 平成11年7月 | 平成16年7月 | 平成21年6月 |
|-------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 名古屋 | 95.6 | 95.3 | 95.1 | 88.0 | 89.0 | 88.5 |
| 海部 | | | | 58.1 | 56.7 | 58.9 |
| 尾張中部 | | | | 26.4 | 16.9 | 23.4 |
| 尾張東部 | | | | 75.2 | 72.8 | 71.3 |
| 尾張西部 | 80.2 | 80.4 | 82.9 | 81.3 | 83.8 | 81.7 |
| 尾張北部 | 69.7 | 74.8 | 76.6 | 76.9 | 77.9 | 79.7 |
| 知多半島 | 67.5 | 69.0 | 70.1 | 69.3 | 70.0 | 68.6 |
| 西三河北部 | 69.4 | 70.5 | 70.6 | 71.4 | 75.7 | 79.1 |
| 西三河南部 | 79.9 | 81.3 | 79.3 | 82.4 | 83.0 | 83.9 |
| 東三河北部 | 64.7 | 65.2 | 72.6 | 83.6 | 74.1 | 47.2 |
| 東三河南部 | 93.1 | 95.2 | 94.9 | 95.2 | 91.4 | 91.4 |

資料：医療福祉計画課調べ

注：平成21年6月の数値は病院及び有床診療所が対象（平成16年7月以前の数値は病院のみ対象）

第 2 章 基準病床数

○ 医療法第 30 条の 4 第 2 項第 12 号に規定する基準病床数は表 2 - 1 のとおりとします。

表 2 - 1 基準病床数

| 病 床 種 別 | 医 療 圏 | 基 準 病 床 数 |
|---------------------------|-----------|-----------|
| 療 養 病 床 及 び 一 般 病 床 | 名 古 屋 | |
| | 海 部 | |
| | 尾 張 中 部 | |
| | 尾 張 東 部 | |
| | 尾 張 西 部 | |
| | 尾 張 北 部 | |
| | 知 多 半 島 | |
| | 西 三 河 北 部 | |
| | 西 三 河 南 部 | |
| | 東 三 河 北 部 | |
| | 東 三 河 南 部 | |
| | 計 | |
| 精 神 病 床 | 全 県 域 | |
| 結 核 病 床 | 全 県 域 | |
| 感 染 症 病 床 | 全 県 域 | |

注 1： 「療養病床及び一般病床」の基準病床数は、両病床数を合算した数値です。

注 2： 精神、結核、感染症の各病床については、全県単位で整備することとしています。

表 2 - 2 既存病床数 (平成 22 年 9 月末現在)

| 病 床 種 別 | 医 療 圏 | 既 存 病 床 数 |
|---------------------------|-----------|-----------|
| 療 養 病 床 及 び 一 般 病 床 | 名 古 屋 | |
| | 海 部 | |
| | 尾 張 中 部 | |
| | 尾 張 東 部 | |
| | 尾 張 西 部 | |
| | 尾 張 北 部 | |
| | 知 多 半 島 | |
| | 西 三 河 北 部 | |
| | 西 三 河 南 部 | |
| | 東 三 河 北 部 | |
| | 東 三 河 南 部 | |
| | 計 | |
| 精 神 病 床 | 全 県 域 | |
| 結 核 病 床 | 全 県 域 | |
| 感 染 症 病 床 | 全 県 域 | |

注： 既存病床数は、病院の開設許可病床数等を基に医療法第 7 条の 2 第 4 項の規定に基づき補正を行った後の数です。

なお、既存病床数は、平成 22 年 9 月末以降の病院・有床診療所の許可、廃止届等により変更されます。

1 一般病床及び療養病床

2次医療圏ごとに(1)アに掲げる一般病床の算定式により算定した数と2次医療圏ごとに(2)アに掲げる療養病床の算定式により算定した数の合計。ただし、県における当該数の合計は、2次医療圏ごとに(1)イ及び(2)イで掲げる式によりそれぞれ算定した数の合計を超えないものとする。

ただし、県外に流出している入院患者数が、県外から流入している入院患者数よりも多い場合には、(県外への流出患者数－県外からの流入患者数)×1/3を限度として知事が適当と認める数(「流出超過加算数」という。)を、当該合計数に加算することができる。

(1) 一般病床

$$\text{ア} \quad \frac{\Sigma A_1 B_2 \times F_1 + C_2 - D_2}{E_2}$$

$$\text{イ} \quad \frac{\Sigma A_1 B_2 \times F_1}{E_2}$$

- A₁ : 2次医療圏の性別・年齢別階級別人口(5歳階級)
- B₂ : 厚生労働大臣が定める性別・年齢階級別退院率(地方ブロック値)
- F₁ : 厚生労働大臣告示による平均在院日数
平均在院日数については、地方ブロックごとの平均在院日数に平均在院日数推移率(0.9)を加味した値を上限として、都道府県知事の裁量により設定する。
- C₂ : 他医療圏等から当該医療圏への流入入院患者数の範囲内で知事が定める数
- D₂ : 当該医療圏から他医療圏等への流出入院患者数の範囲内で知事が定める数
- E₂ : 厚生労働大臣告示による病床利用率 0.80

(2) 療養病床

$$\text{ア} \quad \frac{\Sigma A_1 B_1 - G + C_1 - D_1}{E_1}$$

$$\text{イ} \quad \frac{\Sigma A_1 B_1 - G}{E_1}$$

- A₁ : 2次医療圏の性別・年齢別階級別人口(5歳階級)
- B₁ : 厚生労働大臣が定める性別・年齢階級別入院・入所需要率
入院・入所需要率は、長期療養に係る医療又は介護を必要とする者の全国値を上限として、都道府県知事の裁量により設定する。
- G : 介護施設で対応可能な数
介護施設で対応可能な数は、介護施設(介護療養型医療施設を除く)に入所している者の実数に、都道府県知事が介護サービスの進展を考慮した数を加えた数を用いる。
- C₁ : 他医療圏等から当該医療圏への流入入院患者数の範囲内で知事が定める数
- D₁ : 当該医療圏から他医療圏等への流出入院患者数の範囲内で知事が定める数
- E₁ : 厚生労働大臣告示による病床利用率 0.93

2 精神病床

全県を区域として以下に掲げる式により算定した数。

(1年未満群) + (1年以上群) + (加算部分)

$$\text{○1年未満群} = (\Sigma A_2 B_3 + C_3 - D_3) \times F_2 / E_3$$

- A₂ : 当該都道府県の年齢階級別人口(20歳未満、20歳以上40歳未満、40歳以上65歳未満、65歳以上の4区分)
- B₃ : 厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床新規入院率(4区分)

B₄ : 厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床入院率 (4区分)

C₃ : 他県から本県への流入入院患者数

D₃ : 本県から他県への流出入院患者数

E₃ : 厚生労働大臣告示による病床利用率 0.95

F₂ : 平均残存率

全国の平均残存率の目標値として厚生労働大臣が定める値

○1年以上群 = $[\Sigma I (1 - J) + K - L] / E_4$

I : 入院期間が1年以上の年齢階級別入院患者数 (4区分)

J : 1年以上入院患者の年齢階級別年間退院率 (4区分)

全国の退院率の目標値として厚生労働大臣が定める値

K : 新規1年以上入院患者数

L : 長期入院者退院促進目標数

退院する長期入院患者数の目標値として厚生労働大臣が定めるところにより算定する数

E₄ : 厚生労働大臣告示による病床利用率 0.95

○加算区分 ≤ $(D_3 / E_3) / 3$

居住入院患者数が $\Sigma A_2 B_4$ より少ない場合、上記の計算式で得た数を上限として知事が適当と認める数を加えることができる。

3 結核病床

全県を区域として次に掲げる式により算定した数

$$A \times B \times C \times D + E$$

A : 本県の1日当たりの「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「感染症法」という)」第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の数

B : 感染症法第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の退院までに要する平均日数

C : 当該区域における感染症法第12条第1項の規定による医師の届出のあった年間新規患者発生数の区分に応じ、それぞれ定める係数

| 年間新規患者発生数 | 係数 |
|-----------------|-----|
| 99 人以下 | 1.8 |
| 100 人以上 499 人以下 | 1.5 |
| 500 人以上 | 1.2 |

D : 1

粟粒結核、結核性髄膜炎等の重症結核、季節変動、結核以外の患者の混入その他の当該区域の実情に照らして1を越え1.5以下の範囲内で知事が特に定めた場合はその係数

E : 医療計画に基準病床数を定めようとする日の属する年度の前の年度における本県の慢性排菌患者のうち入院している者の数

4 感染症病床

全県を区域として、感染症法の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けている特定感染症指定医療機関の感染症病床並びに知事の指定を受けている第一種及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床の数を基準として知事が定めた数。

(感染症指定医療機関の配置基準)

第一種感染症指定医療機関：都道府県の区域ごとに1か所、2床

第二種感染症指定医療機関：2次医療圏ごとに1か所、その人口に応じ次の病床数

| | |
|-------------------|------|
| 30 万人未満 | 4 床 |
| 30 万人以上 100 万人未満 | 6 床 |
| 100 万人以上 200 万人未満 | 8 床 |
| 200 万人以上 300 万人未満 | 10 床 |
| 300 万人以上 | 12 床 |